



平成28年12月19日

富士市特別職報酬等審議会会長 様

富士市長 小 長 井 義 正

特別職報酬等の額について（諮問）

富士市議会議員の議員報酬及び常勤の特別職（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員）の給料の適正額について御審議の上、御答申賜りたく諮問いたします。

平成28年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）

- I 日 時 平成28年12月19日（月） 午後1時30分～午後3時30分
- II 場 所 市役所8階 政策会議室
- III 出席委員 富士地区弁護士会 会員 石野 弘
社会保険労務士会富士支部 支部長 井上幹世
東海税理士会富士支部 業務対策委員長 小野京子
常葉大学富士キャンパス 保育学部講師 小泉恵津子
富士市町内会連合会 会長 小出禮節
富士市消費者運動連絡会 代表 中川教子
富士市農業協同組合 代表理事専務 半田佳史
富士商工会議所 副会頭 増田正之
一般社団法人富士青年会議所 理事長 渡邊卓也
きらり交流会議 運営委員（会計） 渡邊美恵子
- IV 事務局 総務部人事課給与担当
影島総務部長 片田人事課長 味岡給与担当統括主幹 佐野専門員 佐野主査
齊藤上席主事
- V 議 題 特別職職員の報酬等の適正額について

【進行内容】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 会長の選出、会長代理の指名
増田委員が推薦され、全員一致で選任される。会長代理には小出委員が指名される。
- 5 諮問
市長から諮問書が会長に手渡される。
- 6 審議会開会
 - ① 総務部長から諮問についての説明

- ・ 本日の含め、2回の審議会を開き、答申まで進めていただきたい。
- ・ この答申の内容によって、条例の改正が必要になった場合には、答申を最大限尊重し、今後の定例市議会に上程していくことになる。

② 2回目の日程について

次回は、12月26日（月）午後2時から市役所8階政策会議室で開催。

③ 資料説明

給与担当統括主幹から配付済みの資料を順番に説明。

配付資料

- ・ 富士市特別職の報酬等の改定経過
- ・ 県内各市の特別職報酬等の状況
- ・ 県外類似都市（旧特例市）の特別職報酬等の状況
- ・ 国の特別職給与及び国会議員歳費の改定状況
- ・ 人事院勧告の状況
- ・ 一般職の給与改定の状況
- ・ 特別職と一般職の給与比較
- ・ 特別職と議員の年収変化
- ・ 消費者物価指数の推移
- ・ 関係例規
- ・ 県内市給与・報酬改定状況（平成26年4月1日～）
- ・ 旧特例市給与・報酬改定状況（平成26年4月1日～）

④ 審議の状況（要約）

- 他市の給与額、報酬額の比較表が資料として提出されていたので、参考になるのではないかと思います。それと現在の富士市の置かれている状況等を踏まえ、これから議論していきたい。

それでは委員一人一人から意見を伺い、それからその意見について審議をして話を進めたいと思う。忌憚のない御意見を伺いたい。〔会長〕

Q 審議会資料の4・5ページの「財政健全度」についてももう少し詳しい説明を聞きたい。〔委員〕

A 「財政健全度」は、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政に係る13の指標を総合して偏差値化した数値です。〔事務局〕

Q 数値が50を超えていれば大丈夫と考えてよいか？〔委員〕

A 50は平均値なので、それを超えていけば大丈夫ということではなく、数値が高ければ高いほど財政的には安定しているという意味合いです。〔事務局〕

○ 資料を見ると、4年前の状態に比べれば、富士市は財政的にはよくなってきていると考えられる。〔会長〕

○ 私たち消費生活連絡会では、全体的に上げるのはまだ早いと考えている。〔委員〕

Q 平成20年11月1日に議員だけ報酬額が上がっているが、これはどのような理由なのか？
〔委員〕

A 平成20年11月1日は、富士市と旧富士川町が合併した期日です。旧富士川町との合併で人口が25万人を超え、地方自治法上常勤の監査委員の設置が義務付けられるようになることから、新設する同委員の給料の適正額を諮問するため特別職報酬等審議会が招集されたのに併せて、他の特別職及び議員報酬の適正額についても諮問されました。その時の議論では、旧富士川町との合併で、人口も増えることから特別職及び議員の職責が重くなることを踏まえ、特別職の職員の給料額、議員の議員報酬の額ともに引上げの答申がなされましたが、当時リーマンショック等の財政状況が悪化していたこともあり、市長以下の特別職はこれを辞退することとなり、一方議会では答申結果を尊重し、答申どおり改定を行って、結果議員報酬の額のみ引き上げられることとなりました。〔事務局〕

Q 教育長は、前回2万円給料が引き上げられたが、本当にそれだけの職責を担うような状態になっているのか？〔委員〕

A 新教育長は、従前の教育委員会委員長の職務を兼ねることになり、最低月1回開催される教育委員会会議においても議長として、意見集約することとなりました。このため、その職責は増していると考えられます。〔事務局〕

○ 前回の審議会の議論では、平成26年の直前に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正があり、市長が直接教育長を選任するようになる等の制度改正があったと記憶している。〔会長〕

Q 先ほどの事務局の回答で、平成20年11月に、この特別職報酬等審議会の答申を辞退したとの説明があった。また、富士市特別職報酬等審議会条例第2条を見ると「議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の特別職の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」と規定されており、審議会の答申が法的拘束力を持つとまでは規定されてい

い。この審議会の意見は、どのような位置付けになるのか？〔委員〕

A 答申を受けた後、特別職、議会、それぞれ答申を受けて改めてその対応を協議することになります。条例上も答申内容に従わなければならないような規定にはなっておらず、法的拘束力はありません。しかし、審議会での議論を経て答申された内容は、非常に重い判断であるため、極力尊重しなければならないもの考えられます。〔事務局〕

Q 富士市では、これまで答申に対する対応はどのようになっているのか？〔委員〕

A 平成20年は、全ての特別職の給料及び議員報酬の引上げの答申がなされましたが、特別職は当時の経済状況、財政事情を判断して辞退することとなり、一方、議会は答申結果を尊重して答申どおり改定することとなりました。

平成24年度は、全ての特別職の職員の給料及び議員報酬の額を1%引下の答申がなされました。この時は、若干の端数調整はありましたが、答申どおり全ての特別職の給料及び議員報酬を約1%引き下げる条例改正を行っています。〔事務局〕

○ 資料を見ると、かつての高度成長時代に特別職の給料の考え方が地域住民の考え方と乖離してどんどん上げていった反省を踏まえ、特例的に引下げを実施している団体が多いように思う。このため、各市の特例減額を踏まえて給料額を富士市のそれと比べてみると少し高い水準になっているように思うので、こうした点も考慮しなければならないと考える。

教育長については、前回の審議会で2万円引き上げるという結論を出したが、教育長は、1日7時間45分の勤務時間の中で、旧教育長の業務を削って、教育委員会委員長の仕事をこなしている。したがって、1日の勤務時間は変更がないので、給料額を引き上げる必要があったのか、という気がしてきている。それまで、7時間45分だった旧教育長の仕事が新教育長になって8時間に増えたというわけではない。

また、他市との比較で見ると、2万円引き上げなくても、平均よりは高い水準になっている。

前回の答申の結果なので、今更どうのというわけではないが、結果的には他市の平均よりも高い水準になってしまっているという印象を受ける。

最後に、前日も議論になったが、富士市というステータスからして、市長の給料額は100万円にしたいという意見が少なからずあったことも、改めて確認しておきたい。〔委員〕

○ 市長の給料額は、100万円というのを意識したい。

議員については、議会本会議で毎回質問をしている議員と、ほとんど質問をしていない議員もいる。ここで、議論する話ではないかも知れないが、毎回質問する議員は、その準備としてかなりの資料を読み、調査をした上で質問をしていると考えられる。そうすると現在の金額が妥当か、少し安いのかという気がする。あまり質問をしない議員については、そうした労力を費やしていないので、同じ報酬額でいいのかという感覚がある。総合的に考えると現在の額は妥当な額だと考えられる。〔委員〕

- 議員の報酬額は、他市との比較で見るとちょうど平均値くらいになっていると考えられる。〔会長〕

- 市長の給料額については、是非100万円としたい。他市との比較でも、富士市よりも人口規模の小さな都市で、また一般会計の予算額、財政力指数も低いのににもかかわらず、富士市よりも高い支給水準となっている都市がある。

一方、議員報酬は高いという気がする。議員報酬については、富山市で問題となった政務活動費と合わせて審議すべきと考える。

また教育長については、2年前の審議会で2万円の引上げ答申を行い、平成27年12月に答申どおり実際に引き上げているので、今回は据置きでよいと思う。〔委員〕

- 今回は、特別職の給料及び議会報酬についての審議なので、政務活動費の問題については預かりとさせていただきたい。〔会長〕

- 参考までに、富士市の政務調査費について御説明させていただきます。富士市の政務活動費は、各会派ごとに支給され、議員1人の1年間の額は、45万円、月額にすると37,500円となっています。他市の支給状況を見ると、富山市は年額180万円、福井市も年額180万円、山形市は年額120万円、草加市は年額108万円、佐世保市と平塚市は年額60万円、沼津市は年額48万円などとなっていて、富士市の支給水準は低くなっています。また、昨年度決算値では予算額1,440万円に対し、執行率は73.3%で、1,055万円強となっています。

なお、用途は先進都市視察に係る旅費、研修等参加費、資料購入費等です。〔事務局〕

- 政務活動費については、視察に行けば当然お金はかかる。マスコミに取り上げられている例は、悪い例であって一般的な例ではない。何かしようと考え、活動をすれば当然費用はかかる。有効に活用できれば、市政に貢献できる。反対に活動費があまり支出されていないということは、会派での活動としてどうかという思いもある。

市長の給料も、市長のモチベーションというわけではないが、厳しい状況下で頑張っていることを評価し、僅かでも上げられれば、審議会として市長に感謝の気持ちが伝えられると思う。〔委員〕

○ 市長の給料額については、これだけの人口、予算について責任を果たしているのだから、少し引き上げてもいいのかなと思う。〔委員〕

Q 資料によると近隣の沼津市は、市長の給料を半減することになったようであるが、これはどのような経緯か？〔会長〕

A 現沼津市長は、給料を半減する旨、選挙公約しており、これを実施することになったようです。市長の給料額を半減させる条例の議決は、12月16日（金）で、平成28年11月から平成30年10月までの2年間の給料を半減することとなりました。給料の半減に伴い、期末手当も半減となります。残りの2年の対応については、最初の2年間の実績を踏まえ、検討するとの話を伺っています。

なお、給与削減するのは市長のみで、副市長ほか他の特別職の給料の額は、削減しないとのことです。〔事務局〕

Q 市長は、リーダーとして頑張っているということであるが、2年前の審議会では99万円で据置きという結論になった。それから2年間の実績で、こういう点がよくなった、こういう点は変わらなかった、というような、この2年間の実績を示すような資料はないか？〔委員〕

A 財政的な面として、平成20年度から平成27年度までの財政指標の推移について説明します。財政力指数で見ると、平成23年までは1を超えていましたが、平成25年度以降1を下回る事となりました。しかし、今年度は、0.999と持ち直しています。同様に実質公債費比率についても、年々数値が低下しており、公債は逡減しています。一方経常収支比率及び将来負担比率は徐々に低下しています。これは、主として長年の富士市の課題である新環境クリーンセンター更新の影響を受けているものです。新環境クリーンセンターは、本体工事に付随する工事を含めて、300億円が見込まれています。

実質公債費比率も、こうした大きな出費を踏まえ、その準備のため繰上償還を行っている状況です。

また、資料はありませんが、税収も旧富士川町の合併当初から税収は減収となっており、合併当初は473億円強あった税収も、現在は460億円を割り込むような状況となって

います。〔事務局〕

- 現在の財政的な状況はそれほど悪くはないが、将来的には、大きな負担を伴う、ごみの焼却場の更新という課題を抱えているので、楽観視はできないということのようだ。〔会長〕
- 市役所も全体的に支出を抑えているように感じられる。このように財政が厳しい中で給料を上げるのはどうかと感じている。いくら上げるというのではなく「上げる」という事実を市民はどのように捉えるかと思う。

富士市ぐらいの人口規模で言えば100万円という意見も分からなくはないが、給料の引上げを行うと、一般市民はどのように感じるかと思う。〔委員〕

- 財政的な状況を見れば、給料を上げられるような状況ではないということは分かる。しかし、市長個人の実績はどうか？新環境クリーンセンター更新問題については、誰が市長でも浮上する問題で、避けて通れない課題である。いくら頑張っても給料は変わらないということでは、市長のモチベーションは上がらない。〔委員〕

- Q 副市長の事務分掌をみるとかなり幅広い分野にわたっている。市長の職務責任となるとこの2人の副市長の分掌事務を掌理することとなるので、大変だと思う。

市の職員から市長の実績をどのように感じているか聞きたい。〔委員〕

- A 今の市長の評価というのは難しいです。前の市長と比べても、その時その時によって時代の要請課題が異なるので、比較することができません。今年、たまたま市政50周年だったこともあり、市長も様々なイベントをこなしてきました。

現市長は、特にシティプロモーションに力を入れています。しかしこれも、その前に富士山が世界遺産に登録されたことがあったことが前提となっています。

市長の実績については、職員よりも市民に判断してもらうものではないかと思います。

職員は、市長の政策実現のため、その職務を果たしているに過ぎません。

一方、現市長は、公共施設の再編成にも力を入れています。これも、人口減少という課題があり、それをどのように克服していくかということで検討されている課題です。たまたま現市長は、人口減少となる時代に市長に就任し、その課題解決を求められているものです。

こうしたことから、現市長の評価については、お答えすることができません。〔事務局〕

- Q 先ほど、市長の給料は100万円でもいいかもしれないという意見を述べたが、それは2年前の答申時と比較して、今の実績がどうかははっきりすればしっかりとした意見を述べることができるが、今現在は、そういう点がはっきりしないので、中立的である。まだ、意見を

まとめきれない。

それともう1点。期末手当の支給月数については、審議会で審議すべきものなのか確認したい。〔委員〕

A 報酬審議会においては、給料・報酬の月額の適正額のみ検討をお願いしているところです。期末手当の支給月数については、本市では、人事院勧告に沿って改定する一般職員に対する期末・勤勉手当の支給月数と同一にしているため、特別職の給料月額等が決まれば、必然的に当該特別職の期末手当の支給額も決まってしまう。〔事務局〕

○ 最近3年間は人事院勧告も給与水準が引き上げられているので、特別職の給料等を引き上げてもいいのかなという気がする。4年前に給料額の1%の引下げを行っているので、それを元に戻してもいい頃かという気がする。〔委員〕

○ 市長の給料月額を1万円上げると、ボーナスを含めると20万円弱引き上げられることになるが、25万都市としては当然だと考える。

現市長は、生涯青春都市を標榜しているが、その効果かも知れないが、市が若返っている感じがするようになった。還暦を迎えた人が参加する「おとなまつり」でも市長がギターを演奏し、市民に身近な存在になっている。週末も活動しているようなので、何とか月額100万円にはしたい〔委員〕

○ それでは、そろそろ議論をまとめていきたい。

まず、市長の給料額について、引上げか、引下げか、据置きか、各委員の意見を伺いたい。〔会長〕

○ 今現在は据置きでいいと思う。税収も減収しているし、引き上げる具体的な理由は見当たらない。〔委員〕

○ シティプロモーション等市長の責任も重くなっていると思うが、全体的に見ると財政事情も厳しい状態が続いているので、今現状は据置きでよいと思われる。〔委員〕

○ 土曜日、日曜日、祭日もなく市民のために頑張って各種イベントに出席している。市長に感謝の意味を伝えるという意味でも、100万円に引き上げていいと思う。〔委員〕

○ 25万人の人口の責任者、人事院勧告もここ3年引き上げられているということ、旧特例市の平均額を踏まえて100万円に引き上げていいと思う。〔委員〕

○ 平成20年以降据置き又は引下げしかなく抑え気味になっている。昨今の人事院勧告の状況を踏まえても引き上げていいと思う。100万円の台ぐらいは乗せていいと思う。〔委員〕

- 所属する会の役員の間での議論では据置きが妥当という意見だったが、本日の各委員の意見を聞いて引き上げてよいと感じるようになった。市長の日ごろの活動に報いるという意味でも、元に戻すということで、平成25年4月1日前の給料月額100万円としていいと思う。〔委員〕
 - 税収も下がっているので、据置きでよい。1万円の上げ下げは気持ちの問題で、それほど大きな問題ではない。据置きが妥当と考える。〔委員〕
 - 市長の給料は月額100万円に引き上げていいと思う。財政も厳しいかも知れないが発奮を促す意味でも引き上げるべきと思う。富士市を更によくしてほしいという期待を込めたい。〔委員〕
 - 市長もまだ61歳と若く、将来まだいろいろ変えていくことができると思うので、引き上げるべきかと思う。〔委員〕
 - 市長以外の他の特別職、市議会議員についても、概ね市長の給料額にならう形でよいか？教育長は特に意見があったと思う。事務局はどうか？〔会長〕
 - 本日の議論をまとめると、概ね「引上げ」か「据置き」か、という御意見であると思いますので、次回までにこれら2つの案を事務局で作成して提示するので、その案をもって再度ご検討をお願いします。〔事務局〕
 - 教育長については、平成27年12月に給料月額が2万円引き上げられているので、平成24年度の支給水準に戻すと現在の給料月額よりも下がってしまうので、据置きが妥当と考える。〔委員〕
 - 次回の審議会の会議期日（平成28年12月26日）までに、事務局で全ての特別職の給料月額及び議員報酬の額を引き上げる案と、据置きの案の2案を作成して提示することにします。〔事務局〕
- Q もし、今回の審議会で報酬額等を引き上げるという結論の答申になった場合、市長ほかの特別職及び議員は、これを辞退するという事も考えられるのか？〔会長〕
- A 基本的には、審議会の答申は非常に重いものですから、答申結果を中心に検討することとなります。本市では、過去に、引上げの答申がなされましたが、当時の経済状況が非常に厳しいものであったため、特別職はこれを辞退したという事例があります。（平成20年度）
- なお、特別職が事実上給料額の引上げは難しいと判断した場合に、一旦は答申どおりに額を引き上げる条例を上程し、併せて、現行の給料額に事実上据え置くため、特例条例を上程することも考えられます。〔事務局〕

Q それでは、あくまでも審議会は審議会として、給料等の適正額を判断すればよいということか？〔会長〕

A そのとおりです。〔事務局〕

○ それでは、これにて第1回の審議会を閉会とする。〔会長〕

⑤ 審議の結果

今回の審議経過を反映して答申案を事務局にて作成し、次回までに各委員に答申案を郵送し、それをタタキ台として答申案を協議する。

7 審議会閉会

平成28年度富士市特別職報酬等審議会（第2回）

- I 日 時 平成28年12月26日（月） 午後2時～午後3時10分
- II 場 所 市役所8階 政策会議室
- III 出席委員
- | | | |
|------|--------------------|-------|
| 会長 | 富士商工会議所 副会頭 | 増田正之 |
| 会長代理 | 富士市町内会連合会 会長 | 小出禮説 |
| 委員 | 富士地区弁護士会 会員 | 石野 弘 |
| 委員 | 社会保険労務士会富士支部 支部長 | 井上幹世 |
| 委員 | 東海税理士会富士支部 業務対策委員長 | 小野京子 |
| 委員 | 常葉大学富士キャンパス 保育学部講師 | 小泉恵津子 |
| 委員 | 富士市消費者運動連絡会 代表 | 中川教子 |
| 委員 | 富士市農業協同組合 代表理事専務 | 半田佳史 |
| 委員 | 一般社団法人富士青年会議所 理事長 | 渡邊卓也 |
| 委員 | きらり交流会議 運営委員（会計） | 渡邊美恵子 |
- IV 事務局 総務部人事課給与担当
- 影島総務部長 片田人事課長 味岡給与担当統括主幹 佐野専門員 佐野主査
齊藤上席主事
- V 議 題
- (1) 第1回審議会の審議を踏まえての引上げ・据置き結論について
 - (2) 答申（案）について

【進行内容】

1 審議会開会

① 資料説明

給与担当統括主幹から、答申案（A案、B案及びC案）を説明。

○ 追加資料

- ・ 答申案（A案～C案）

② 審議の状況（要約）

- それでは、ただ今から富士市特別職報酬等審議会を開催する。

前回の審議では、市議会議員及び特別職の報酬等については、「引上げ」と「据置き」とで、意見が分かれた。

このため、事務局から答申案として、A案からC案までの3案が提示されている。

A案は、全ての特別職及び市議会議員の報酬額等を引き上げようとするもの

B案は、教育長を除いて、その他の特別職及び市議会議員の報酬額等を引き上げようとするもの

C案は、全ての特別職及び市議会議員の報酬額等を据え置こうとするものとなっている。

各委員の意見を述べていただきたい。〔会長〕

○ 市長に関しては、25万都市にふさわしい金額をとということで意見を述べたが、それに伴ってそれ以外の特別職、議員も全て引上げとなるというのは想定外である。市長には勤務時間がないので24時間その責務を負うこととなるが、議員に関しては、議会の日数も少ないので、引上げはどうかと思う。〔委員〕

○ 議員も上がっていることに関して事務局から説明をお願いしたい。〔会長〕

○ 特別職は常勤であるが、議会は常勤ではなく、議員が市役所に来るのは、議会の開会日等に限られる。資料は平成27年度の実績であるが、およそ100日程度である。しかし、議会が開催されていない日は何もしていないかというところではなく、地域活動に参加したり、地域からの相談を受けたり、先進都市の視察をしたりするなどして活動を行っている。市役所への出勤日数だけでは、議員活動は図れない。

また、市長以外の特別職の額、議員報酬の額を引き上げるという答申案を作成したのは、前回12月19日の議論で平成24年度の引下げ額を戻すような形で引き上げるべきとの意見があったため、それを反映したものである。〔事務局〕

Q 今の議論でいえば、市長の給料だけ引上げ、他の特別職及び議員報酬は据置きという結論もありうるのか？〔委員〕

A 平成26年度に開催した報酬審議会においても、特別職のうち法改正により職責が重くなった教育長のみ引上げ、他の特別職及び議員報酬は据置きとしており、そのような結論もあり得ると思われまます。〔事務局〕

○ そうであるならば、市長については25万都市にふさわしい額にという意見であるが、議員については据置きでもよいと考える。〔委員〕

○ 前回と同じであるが、税金が落ち込んでおり、財政事情もよくないので、全ての特別職の給料の額及び議員報酬の額については、据え置くことが適当と考える。〔委員〕

- 本日の午前中に所属する会のメンバーに報酬審議会の資料を提示して意見を求めたところ、市長の給料を引き上げるのはよいが、他の特別職、議員報酬を引き上げる必要はないとのことであった。また、市長と副市長との給料の差が少なすぎるという意見もあった。

総じて全体が上がってしまうのであれば、全ての特別職の職員の給料及び議員報酬の額を据え置くC案がよいという結論になった。〔委員〕

- Q 全ての特別職の職員及び議員の報酬を1%引き上げようとする答申案A案を採用すると、市としての財政的な影響額はどれくらいになるのか？〔会長〕

A 本日配付した資料のとおり、概ね410万円程度となります。〔事務局〕

- 財政的な問題で報酬等の引上げをしないという議論があったが、財政的に厳しくない団体はなく、その理由ではどこの団体も報酬等の引上げができないことになってしまう。

富士市は、人口が県内で3番目の団体であり、引下げをした平成24年度や前回の平成26年度と比較すれば財政事情も相当好転してきている。平成27年度に5%カットとなった各団体への補助金も、本年度は概ね元に戻っている。一般職の職員の給与も上がってきている現状を踏まえると、今回は引き上げるべきだと判断する。ただし、教育長については、類似団体と給料額を比較しても遜色ないことを踏まえ、据置きでよいと考える。〔委員〕

- 市長の給料額だけは引き上げるべきと思うが、他の特別職の給料及び議員報酬の額を引き上げることについては、違和感がある。議員については政務活動費も交付されている。それらも加味して考えると、議員報酬は据置きでよいと考える。〔委員〕

- 全ての特別職の給料額及び議員報酬の額を引き上げる答申案のA案を支持する。市長だけ引き上げるべきとの意見があったが、自分はそうは思わない。市長が活躍できるためには、副市長や教育長など他の特別職のサポート体制がしっかりしていないとうまく機能できない。そういったバックヤードでの活動も評価すべきと考える。ただし、教育長だけは、前回引き上げられていることを踏まえ、教育長を除く特別職の職員の給料の額及び全議員の議員報酬の額を引き上げる案となっている答申案B案でもよい。〔委員〕

- Q まず先に確認したいことがある。

この報酬審議会は、特別職の職員の給料又は議員報酬の月額を審議しているが、年収で考えるということはできないのか？

民間企業では月収を検討するのではなく、年収を検討することが多い。他の類似都市の期末手当の算出方法等について、一覧を示したりできないのか？〔委員〕

A 申し訳ありません。今回は、各団体の年収をベースにして比較した一覧表は作成しておりません。しかし、自治体によって期末手当も、役職加算率や支給月数を一般職の職員と異なる考え方をしているところもあり、単純な比較は難しいと考えます。

また、富士市の場合は、特別職及び議員の期末手当は、一般職の支給月数と同一としているため、給料等の月額比較での検討をお願いしたいと思います。〔事務局〕

○ 富士市は、負債の割合が近年上昇しており、また子どもの貧困率が上がったり、生活保護の受給者が増えるなどのニュースもあることから、現在の報酬等の額を据え置く答申案のC案が適当であると考えます。〔委員〕

○ 平成24年度に全ての特別職及び議員の報酬の額が1%程度引下げとなったが、その時の状況と現在の状況と比較してどうかという視点が重要ではないかと考える。

税金については460億円を割り込み、人口も減少している。となると現状は上げできる状況ではないと考える。また、他市との比較でも、特例減額後の給与で比較すると、富士市はそれほど低い水準とはなっていない。

市長に勤務時間の制限はなく24時間体制であるということだが、そうした状況も2年前とは変わっていない。

物価水準が上がっていたり、人事院勧告により一般職の給料額も上がっているということであるが、一般職の職員の場合は生活保障という側面が強いのに対し、特別職については生活給的な意味合いは薄く、成果に応じた報酬という位置付けであると考えます。したがって、一般職が引上げとなったから特別職も引き上げるといった筋合いのものでもない。

総じて考えると、全ての特別職の職員の給料の額及び議員報酬の額を据え置こうとする答申案のC案が妥当な結論であると考えます。〔委員〕

Q 私から聞きたいが、水道料金や下水道料金の値上げが続いているような気がする。また、来年度国民健康保険税が引上げになるという話も聞いている。そうした公共料金の状況について事務局から説明してもらいたい。〔会長〕

A 平成26年度以降の公共料金の引上げということで言いますと、まず、平成26年4月に下水道料金が平均で17.6%引上げとなっています。資料として平成26年2月20日号の「広報ふじ」の記事を配付しますので、御覧ください。

値上げの主な理由は、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、今後の下水道管や施設の改修、耐震化費用の増などにより、公共下水道事業会計が赤字となったことによります。

次は、水道料金の値上げですが、本年4月から平均で31.92%引上げとなっています。こちら平成28年2月20日号の「広報ふじ」を御覧ください。

値上げの主な理由は、東日本大震災以降の電気代の値上がり、今後の古い水道管取替え、耐震化費用などへの備えのための値上げです。

最後は、来年4月に実施が予定されている国民健康保険税の引上げについての資料です。この引上げについては、富士市議会11月定例会において議案として提出し、既に議決が得られております。

国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割及び平等割の合計額を課税することとなりますが、資料のとおり、資産割に係る税率は引下げとなるものの、それ以外の所得割の税率並びに均等割及び平等割の額は引上げとなり、更には上限額である課税限度額も引上げとなります。なお平均の引上げ率は、12.6%です。

このほかにも、平成27年度には、市からの補助金の一律5%の削減を行っています。この削減については、かなりの補助金が本年度復元されましたが、一部復元されないままとなっている補助金もあります。

このように、基本的には、昨今市民負担が大きくなるような形で推移しています。〔事務局〕

○ 説明によれば、水道事業・公共下水道事業企業会計、国民健康保険特別会計も赤字で繰入金ももらっているとの状況のようで、また補助金も昨年度一律カットをしたようである。これらの状況を踏まえ、意見、質問があったらお願いしたい。〔会長〕

○ 国民健康保険税がこれだけ上がってくるという状況では、考えを改め、据置きとすべきと考える。全体で410万円の負担増となるのも大きい気がしてきた。〔委員〕

Q 環境クリーンセンターの建替えも大きな負担になるとのことによいか？〔会長〕

A 環境クリーンセンターの建替えも負担が非常に大きいのですが、現在の富士市の公共施設は、建設から40年くらい経過しているものが多く、今後これらの施設の建替え、大規模修繕が必要な時期になってきており、市の負担は大きくなっていきます。建物については、一般的に耐用年数が60年程度とされていますが、何もしなくて60年間もつのではなく、30年から40年程度で一度大きく手入れをしないと60年間は、耐えられません。そうした建物など公共施設のメンテナンスに今後毎年47億円の負担となるとの試算も出ています。

今後は、人口減少に伴う税収の減、高齢化に伴う民生費の増、今説明した公共施設のメンテナンス、合併特例交付金の廃止による収入源等により、自治体の財政状況は年々厳しくなっ

いるのが現状です。〔事務局〕

- 市長、副市長等の給料額については、平成8年1月1日に引き上げたのを最後に以後は、据置き又は引下げだけとなっている。20年間全く引上げがないというのは異常である。国民所得も上がり、人事院勧告も引き上げられていることを考えると、今回は引上げすべきと考える。

また、市長の実績という意見もあったが、市長の給料は成功報酬ではない。いかに健全な行政運営を行ってきたかということが重要である。今の市長は頑張っているという意見が前回の12月19日の審議会の議論でもあった。そういう意味からすると、成果が上がらないから据え置くというのは、自分としては納得できない。今回は、僅かではあるが、少なくとも全ての特別職の職員の給料及び議員報酬の支給水準を1%引き下げた平成25年4月1日前の支給水準に戻すという考え方でよいと思う。議員も生活給という面があると思うので、僅かであっても引き上げるべきと思う。〔委員〕

- 現状では引き上げる根拠に乏しいと考える。

冬のボーナスで民間企業と比較してみると、市役所は、4.2か月分支給ということであるが、中小企業では、27～28万円というレベルである。4.2か月というのは、中小企業の2倍以上の水準となっている。民間感情から考えると、今のタイミングで引き上げるのは難しいと考える。〔委員〕

- 所属する会の意見としては据置きとなっている。また、仮に据置きとなったとしても、ボーナスが引き上げられているので、年収ベースとしては引き上げられている。〔委員〕

- 中小企業も非常に厳しいことは厳しいが元気が出てきているように思う。優秀な社長は、こうした厳しい状況の中でもきちんと利益を出している。会社は借入金が多くてもつぶれない。つぶれるのは、社長がやる気をなくした時である。そういう意味で、市長にはモチベーションを上げてほしいし、それを支える他の特別職及び議員についても報酬等の額を引き上げてよいと思う。410万円という額も大きいですが、実際に市の予算規模からすればどれほどのものかと思う。〔委員〕

- 公共料金の値上げの状況を見ると、民意としても報酬引上げは難しいと考える。意見を変更し、据置きを自分の意見としたい。〔委員〕

- それでは、これまでの意見を集約して、教育長を除く特別職の給料額及び議員報酬の額を引き上げる答申案のB案と、全ての特別職の給料額及び議員報酬の額を据え置く答申案のC案とで、各委員はどちらの意見か、参考までに挙手をしてもらいたいと思う。

答申案（B案） 3人挙手

答申案（C案） 6人挙手

- それでは、今回は、全ての特別職の給料額及び議員報酬の額を据え置く答申案のC案ということで結論付けし、最終答申案の詳細は、会長と事務局とで内容を詰め、各委員に郵送したい。

以上で、富士市特別職報酬等審議会を終了する。〔会長〕



平成29年1月10日

富士市長 小長井義正様

富士市特別職報酬等審議会
会長 増田正之

特別職報酬等の額について（答申）

平成28年12月19日に市長から本審議会に諮問のあった市議会議員の報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の適正額について、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

富士市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額は、据え置くことが適当である。

2 審議に当たっての基本的な考え方

- (1) それぞれの職の特殊性を判断し、責任の度合い、職務の困難性等を考慮する。
- (2) 人口規模や財政状況を勘案しつつ、他都市の報酬額との均衡が保たれるよう配慮する。
- (3) 国及び他都市の特別職の報酬等の改定及び人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定の状況を参考とする。
- (4) 世論や市民感情、民間における経済情勢を考慮する。

3 審議経過及び内容

富士市の特別職、なかでも市長、副市長及び常勤の監査委員については、旧特例市36市の平均支給額を下回っている。特に市長及び副市長は、平成8年1月1日に給料額が引き上げられて以来、現実的には一度も給料額が引き上げられたことはない。一方、一般職の給与改定においては、3年連続の人事院による給料表の引上げ勧告があり、徐々にではあるが引き上げられている。

財政事情は依然として非常に厳しいが、こうした中でこそ、特別職の報酬等を引き上げることにより、特別職の意欲の更なる向上を図り、市政の活力を引き出していくとの意見があった。

現市長は、その就任以来、生涯青春都市を目標に掲げ、25万市民のリーダーとして、また一般会計だけでも年間800億円を超える事業執行の責任者として責務を果たしていることを踏まえ、特に市長だけでも給料額を引き上げるべきとの意見も少なくなかった。

しかし、昨今の人口減少や税収の落ち込み、また今後、新環境クリーンセンターをはじめとして、建設から相当年数の経過により老朽化した市の施設の更新もかなり見込まれ、このため、ここ数年、経常収支比率、将来負担比率等の財政指標も悪化傾向にある。

更に、平成26年4月1日に公共下水道料金、平成28年4月1日には水道料金が引き上げられ、平成29年4月1日からは国民健康保険税も引上げが予定されている

など、市民の負担は重くなってきている。

このような状況において、前回の平成26年度の審議会から2年が経過した現在、当時と市の客観的状況にそれほど変化はなく、市の財政状況も厳しい中、市政運営の責任者として特に給料額・報酬額を引き上げる具体的理由が見当たらない。

よって、非常に難しい判断ではあったが、市民感情にも配慮し、現在の額のまま据え置くことが適当であるとの結論に至った。